

公の施設の貸室使用料について

区の施設における貸室使用料について、定員の50%以下で利用する団体及び感染防止のため自主的に定員の50%以下の人数で利用する団体は、引き続き減額対応とし、定員の50%を超える人数で利用をする団体については、通常の使用料をいただきます。

	利用定員 50%以下の人数での利用	利用定員 50%超の人数での利用
使用料	減額あり	通常の使用料（減額なし）

【適用期間】 令和6年3月31日まで

【減額内容】（利用定員 50%以下の人数での利用）

- ・各施設の利用登録団体（区外事業者、官公署、公益法人を除く）が利用する貸室使用料を半額とします。
- ・既に貸室の使用料を半額に減額している団体については4分の1に減額（100円未満切り捨て）とします。

※個人使用料、付帯設備使用料は現行どおりの料金とします。

※算出した減額後の使用料が100円未満となる場合、当該使用料は50円とします。

ご不明な点がございましたら、ご利用の施設にお問い合わせください。

令和5年1月31日 芝地区（三田・神明・虎ノ門）いきいきプラザ